

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	506
事項名	「研修」の在留資格に関する受入れ人数枠の拡大
規制の特例措置の概要	研修生を受け入れようとする業種に属する企業が相当程度集積し、当該業種が当該地域における主な産業である地域において、当該業種に関する研修生派遣国との間の密接な経済交流、受入れ団体及び受入れ企業の特定、当該団体及び企業における適正な研修の実施の実績、当該地域の雇用状況への配慮、研修生の帰国後の就業状況の確認等を前提に、受入れ人数枠を拡大する特例措置を講ずる。

2. 基本方針中「別表1」に記載する内容

特定事業の名称	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の5号の特例を定める件
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「研修」の在留資格に係る基準において、受入れ機関(研修を受けようとする外国人を受け入れる本邦の公私の機関をいう。以下同じ。)が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合、受入れ機関に受け入れられる研修生の人数については、当該機関の常勤の職員の総数の20分の1以内であることとされ、この特例として、受入れ機関が商工会議所等又は商工会議所等の会員である中小企業者である場合等であって、当該機関の常勤の職員の総数が50人以下のときは、当該機関に受け入れられる研修生の人数は、当該総数を超えるものでなく、かつ、3人の範囲内であることとされている。
特例措置の内容	<p>1 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、下記2により特定された本邦の公私の機関(外国人に対する研修が3年以上引き続き行われており、かつ、過去3年間適正に実施していると認められるものに限る。)において「研修」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該外国人に係る5号特例告示第7号ホの表の50人以下の項の下欄の規定(以下「人数枠」という。)の適用については、同下欄中「3人」とあるのは「6人」とする。</p> <p>(1) 当該特区内に、研修生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。</p> <p>(2) 上記(1)の業種に属する事業について当該特区が次のいずれかに該当することにより、研修生派遣国との間に密接な経済的交流があると認められること。</p> <p>① 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の研修生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。</p> <p>② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所の半数以上が研修生派遣国において直接投資を行っていること。</p> <p>(3) 当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。</p> <p>(4) 当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。</p> <p>2 上記1の認定を申請する地方公共団体は、その設定する特区内において、人数枠の特例を受けて外国人研修生を受け入れようとする機関を特定しなければならない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	507
事項名	外国人IT技術者の在留期間の上限の引き上げ(3年→5年)
規制の特例措置の概要	特区内の事業所において、3年を超える期間IT分野の業務に従事することが予定されているIT技術者につき、現行の「技術」の在留資格に係る基準に適合し、地方公共団体が当該外国人の活動を行う事業所を特定する場合に、「特定活動」の在留資格を付与し、当該在留資格に伴う在留期間の上限について、現行の3年から5年とする。

2. 基本方針中「別表1」に記載する内容

特定事業の名称	外国人情報処理技術者受入れ促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)は、外国人が我が国で行うことが認められる活動類型ごとに在留資格を定め、外国人がそれらの在留資格のいずれかをもって入国・在留することとしており、在留活動を変更しようとする場合には、法務大臣から在留資格の変更許可を受ける必要がある(入管法第20条)。また、各在留資格(外交、公用及び永住者の在留資格を除く。)には、3年を超えない範囲で在留期間が定められており(入管法第2条の2第3項)、外国人が現に付与されている在留期間を超えて本邦に在留する場合には、法務大臣から在留期間の更新許可(入管法第21条)を受ける必要がある。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次の各号のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定情報処理活動(本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する事業所(当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の当該特区内に所在する事業所)において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理(情報処理の促進に関する法律第2条第1項に規定する情報処理をいう。以下同じ。)に係る業務に従事する活動であつて、情報処理に関する産業(以下「情報処理産業」という。)に与える影響その他の事情を勘案して法務省令(※)で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は特定情報処理家族滞在活動(特定情報処理活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動をいう。以下同じ。)を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があつた場合には、当該特定情報処理活動又は当該特定情報処理家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。</p> <p>(1) 当該特区内に情報処理産業に属する事業を行う相当数の事業所及び当該事業の業務に必要な自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識について実践的な教育又は研究を行う大学、高等専門学校、専修学校、研修施設又は研究施設が所在し、かつ、これらのものの相互間の連携により当該特区内における情報処理産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>(2) 当該特区内に所在する事業所において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を有する外国人が当該技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動を行うことにより、当該特区内における情報処理産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2. 上記1の認定を申請する地方公共団体は、特定情報処理活動に係る上記1の事業所を特定しなければならない。</p> <p>3. 外国人が上記1の証明書を提出して上陸の申請をした場合には、入管法第7条第1項に規定する上陸のための条件は、同項第1号、第2号及び第4号に掲げるものとする。この場合において、同項第2号の適用については、当該申請に係る特定情報処理活動又は特定情報処理家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなす。</p> <p>4. 上記3の外国人について特定活動の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、入管法第2条の2第3項の規定にかかわらず、5年以内の期間(特定情報処理活動を行う外国人に係る在留期間を一律5年とし、当該外国人の家族である特定情報処理家族滞在活動を行う外国人に係る在留期間は、扶養者である特定情報処理活動を行う外国人の在留期間を踏まえて5年以内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間)とする。</p> <p>5. 次の各号に掲げる外国人についてはその在留資格に係る当該各号に規定する許可をする場合における当該在留資格に伴う在留期間は、上記4と同様とする。</p> <p>(1) 教授の在留資格又は研究、教育、技術、人文知識・国際業務若しくは企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留する外国人であつて特定情報処理活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可</p> <p>(2) 入管法別表第1又は入管法別表第2の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人であつて特定情報処理家族滞在活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可</p> <p>(3) 特定活動の在留資格に係る活動として特定情報処理活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であつて当該指定された特定情報処理活動以外の特定情報処理活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更の許可</p> <p>(4) 特定活動の在留資格に係る活動として特定情報処理活動又は特定情報処理家族滞在活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であつて入管法第21条第1項の規定により在留期間の更新を受けようとするもの 同条第3項の規定による在留期間更新の許可</p> <p>(5) 特定情報処理活動を行う者の子として本邦で出生した外国人であつて特定情報処理家族滞在活動を行うものとして入管法第22条の2第2項の規定により在留資格を取得しようとするもの 同条第3項において準用する入管法第20条第3項の規定による特定活動の在留資格の取得の許可</p> <p>※ 現行の「技術」の在留資格における経歴、報酬額等に係る上陸許可基準と同様の内容を規定することを予定。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

*本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出しているところ。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	508
事項名	夜間大学院留学生に対する「留学」の在留資格の付与
規制の特例措置の概要	夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、当該大学による徹底した在籍管理がなされる場合には、専ら夜間通学して教育を受ける場合を除いている現行の「留学」の在留資格に係る基準を適用しないこととし、現行の留学生と同様、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。

2. 基本方針中「別表1」に記載する内容

特定事業の名称	夜間大学院留学生受入れ事業
措置区分	省令、通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第19条、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「留学」の在留資格に係る基準において、専ら夜間通学して教育を受ける場合は除くこととされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、特区内の夜間において授業を行う大学院の研究科において教育を受ける留学生について、当該大学院の置かれている大学による在籍管理が徹底されることを前提として、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときには、現行の「留学」の在留資格に係る基準のうち専ら夜間通学して教育を受ける場合を除いている基準を適用しないこととし、また、当該留学生について現行の留学生と同様、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし